

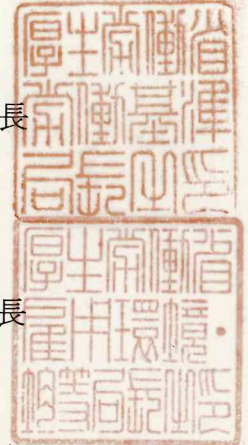


基発 0306 第 12 号
雇均発 0306 第 3 号
平成 30 年 3 月 6 日

経営者団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省雇用環境・均等局長



情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のための
ガイドラインの周知依頼について

厚生労働行政の推進につき、平素より格別の御協力、御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、テレワークにつきましては、育児・介護との両立の手段になるとともにワーク・ライフ・バランスを実現するための多様な働き方を可能とする等、働き方改革を推進するための有効な手段であり、企業にとっては、生産性の向上、人材の確保、コスト削減、企業イメージの向上、労働者にとっては、ワーク・ライフ・バランスの向上、生産性の向上、自律・自己管理的な働き方に資するものです。

このため、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）等の閣議決定において、テレワークの普及・促進が求められるとともに、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）においても、在宅勤務に限定されたテレワークガイドラインの刷新とテレワークの導入支援を実施するものとされているところです。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では、別添 1 の「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」（雇成型テレワークガイドライン）を策定し、テレワークの普及・促進に向けた周知を図ることとしており、その一環として、企業等が適切な労務管理下におけるテレワークを導入する際の御参考となるよう、別添 2 及び 3 のパンフレット等を作成いたしました。

つきましては、かかる趣旨を御理解いただき、貴団体傘下の団体等に対し、別添パンフレット等の内容の周知につき特段の御協力、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。